

●香川県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡小豆島町橋字串ノ浦乙6の2、乙10の2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）